

科学博物館第 1、第 2 実験室の貸し出しに関する使用内規

平成 27 年 5 月 22 日

科学博物館運営委員会決定

1) 趣旨

本内規は、研究活動の展示公開のために設置した科学博物館第 1 及び第 2 実験室（以下「実験室」という。）の有効活用を図るため、科学博物館の活動方針に沿った展示活動について理解のある学内研究者への貸し出しに関する使用内規を定めるものとする。

2) 展示活動

本内規における「展示活動」とは、実験室で研究を実施するとともに、科学博物館の要請に応じて無条件でその活動を公開することをいう。

3) 管理組織

実験室を管理する組織として、科学博物館運営委員会の下に科学博物館実験室管理小委員会（以下「小委員会」という。）を設け、科学博物館長、副館長及び総務部長をもって構成する。

4) 管理業務

小委員会は、以下の事項を処理する。

- 一 募集手続
- 二 使用者の選考
- 三 その他管理運営に必要な事項

5) 使用対象者

実験室の設置目的を理解する学内研究者

6) 使用希望者の募集及び選考

小委員会は、実験室使用希望者を以下の事項に基づいて学内で公募する。

- 1 公募の時期は、実験室が空いた随意とする。
- 2 使用希望者は、別に定める使用申請書により科学博物館長に申請する。
- 3 選考基準は、実施する研究内容が科学博物館の設置方針に合致し、かつ、展示活動に相応しいものとし、使用者を選考する。
- 4 小委員会は、使用許可に、科学博物館の維持管理上必要な条件を付することができる。

7) 使用者の責務

- 1 実験室の使用を認められた者（以下「使用者」という。）は、速やかに小委員会に使用計画書を提出しなければならない。
- 2 使用者が、使用計画を変更する場合には、速やかに小委員会に変更後の使用計画書を提出しなければならない。
- 3 使用者は、法令及びこの内規並びに使用許可の条件を順守するとともに、科学博物館長の指示に従わなければならない。
- 4 使用者は、実験室に附帯する施設・設備について、使用期間中、その管理責任を負うものとする。
- 5 使用者は、自己に起因する事故に対して全責任を負うものとする。
- 6 実験室の使用に際して必要となる装置の搬入の諸経費、教育研究に伴う諸経費並びに退去及び原状復帰に必要な諸経費は、全て使用者の負担とする。
- 7 使用者は、科学博物館の求めに応じて、展示情報の提供、展示パネル等の設置及び展示解説を行わなければならない。ただし、研究等の知的財産に関わる情報等についてはこの限りではないものとする。また、展示パネルの資材等は科学博物館より無償で提供されるものとする。
- 8 使用者は、実験室を使用する毎に実験室の鍵の借り受け及び返却を、科学博物館受付で行うものとする。

8) 使用期間

実験室の使用期間は、1年とし、1回の更新を可能とする。

9) 使用時間等

実験室は、科学博物館の公開時間と同じく、火～土曜日の10時から17時までとし、休日その他については科学博物館で規定された取扱いと同等とする。

10) 使用料

1 実験室当たり月額1万円とし、使用者は運営費又は寄附金の移し替えにより支払うこととする。

11) 使用許可の取消

小委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当したと認めるとき又は実験室の管理運営上支障があると認められるときは、実験室の使用許可を取り消すことができる。

- 一 法令及びこの内規に違反したとき
- 二 許可した実験室を他の者に転貸して使用させたとき
- 三 科学博物館長の指示に従わないとき

1 2) 事務

実験室に関連する事務は、科学博物館支援室において処理する。

附 則

この内規は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。